

フォーシーズン



ファンドの概況

設定日：2011年2月23日

償還日：2021年2月15日

決算日：原則毎月15日

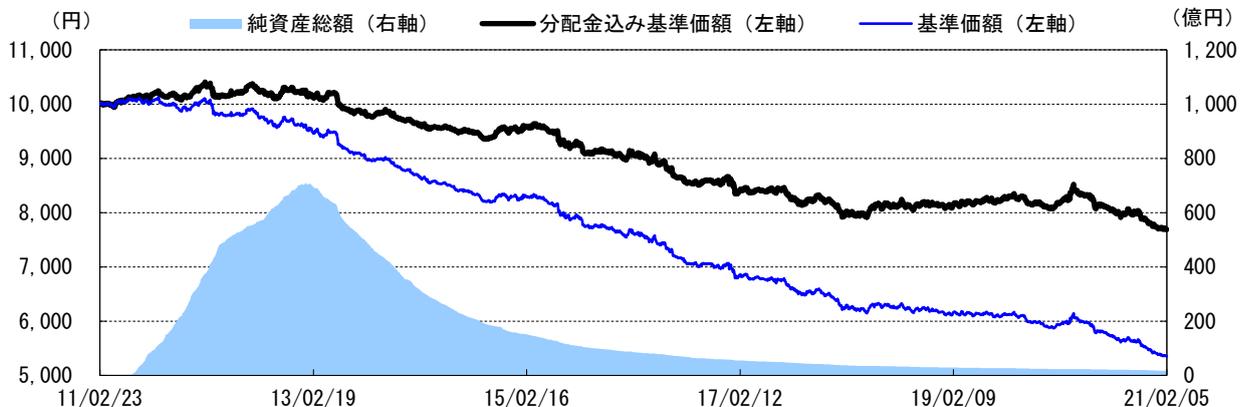
収益分配：決算日毎

ファンドの特色

- 「日本の短期金利+ α 」の収益を獲得することをめざします。
- 年率4%程度の基準価額の変動リスクの下で、基準価額の安定的な上昇をめざします。
※上記リスク数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記リスク数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率4%程度のリターンを目標とすることを意味するものではありません。上記リスク数値の目標が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。
- 毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<基準価額の推移>



※分配金込み基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものを表示しています。
※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。
信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

基準価額：5,353円

純資産総額：16.84億円

<基準価額の騰落率>

1週間	4週間	8週間	設定来
-0.32%	-0.17%	-1.32%	-23.11%

※基準価額の騰落率は、分配金（税引前）を再投資し計算しています。

<分配金実績（税引前）>

設定来合計	直近12期計	20・2・17	20・3・16	20・4・15	20・5・15	20・6・15
2,760円	240円	20円	20円	20円	20円	20円
20・7・15	20・8・17	20・9・15	20・10・15	20・11・16	20・12・15	21・1・15
20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

<基準価額騰落の要因分解（1週間）>

前週末基準価額	5,370円
当週末基準価額	5,353円
差 額	-17円

		通貨要因		債券要因	
欧州	ドイツ	ユーロ	-1円	ドイツ国債	0円
	ノルウェー	ノルウェークローネ	0円		
	スウェーデン	スウェーデンクローナ	0円		
	スイス	スイスフラン	0円	スイス国債	0円
	英国	英ポンド	-0円	英国債	0円
北米	米国	米ドル	-0円	米国債	-1円
	カナダ	カナダドル	-0円	カナダ国債	-0円
オセアニア	オーストラリア	オーストラリアドル	-0円	オーストラリア国債	0円
	ニュージーランド	ニュージーランドドル	-0円		
	日本	日本円	0円	日本国債	0円
	シンガポール	シンガポールドル	0円		
		通貨要因計	-2円	債券要因計	-0円

ベース運用・信託報酬・その他	-15円
当週お支払いした分配金	0円

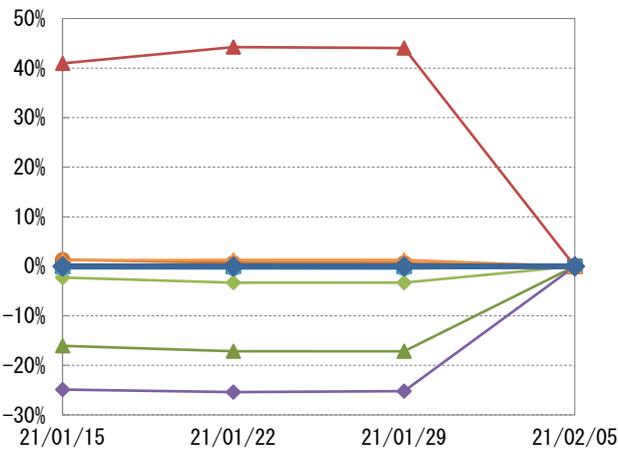
※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧下さい。

<投資比率>

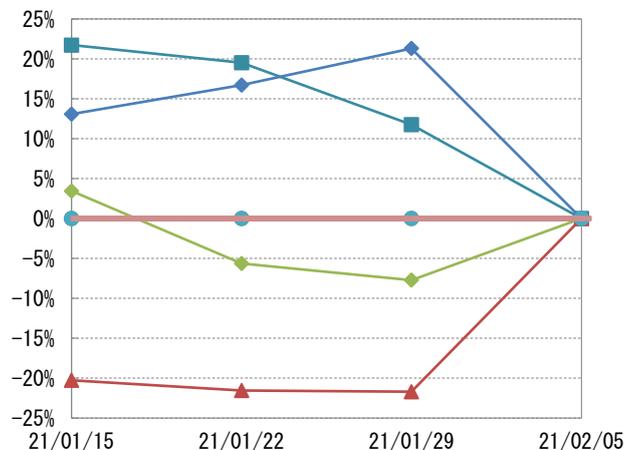
通貨		債券	
ユーロ	0.00%	ドイツ国債	0.00%
ノルウェークローネ	0.00%		
スウェーデンクローナ	0.00%		
スイスフラン	0.00%	スイス国債	0.00%
英ポンド	0.00%	英国債	0.00%
米ドル	0.00%	米国債	0.00%
カナダドル	0.00%	カナダ国債	0.00%
オーストラリアドル	0.00%	オーストラリア国債	0.00%
ニュージーランドドル	0.00%		
日本円	0.00%	日本国債	0.00%
シンガポールドル	0.00%		
合計	0.00%	合計	0.00%

「+アルファ運用」の運用状況

<通貨別投資比率の推移>



<債券国別投資比率の推移>



- ▲ ユーロ
- ノルウェークローネ
- スウェーデンクローナ
- 英ポンド
- カナダドル
- ニュージーランドドル
- シンガポールドル
- スイスフラン
- ▲ 米ドル
- オーストラリアドル
- 日本円

- ドイツ国債
- 英国債
- カナダ国債
- 日本国債
- スイス国債
- ▲ 米国債
- オーストラリア国債

※フォーシーズンにおける実質的な数値です。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信/ 内外/ 資産複合
購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	※販売会社の照会先にお問い合わせください。
信託期間	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
決算日	2021年2月15日まで(2011年2月23日設定)
収益分配	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。
	※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。
	※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
	※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。
	※配当控除の適用はありません。
	※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料 購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内

※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

《ご参考》

(金額指定で購入する場合)

購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。

例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。

※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(口数指定で購入する場合)

例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率3.3%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。

購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×3.3%(税込)=33,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額103万3,000円をお支払いいただくこととなります。

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

運用管理費用

純資産総額に対し年率2.1125%(税抜1.995%)程度が実質的な信託報酬となります。

(信託報酬)

信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率1.21%(税抜1.1%)、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率が年率0.9025%(税抜0.895%)程度となります。

*「GDAAストラテジーファンド クラスC」を50%、「日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)」を50%組み入れると想定した場合の概算値です。

*この他に、「GDAAストラテジーファンド クラスC」における基準価額(固定報酬控除後、成功報酬控除前)がその時点におけるハイ・ウォーターマーク(基準価額の過去の最高値)を超えた場合には、その超過額に対して20%相当額の成功報酬がかかります。

*この他に、「GDAAストラテジーファンド クラスC」においては、固定報酬がかかります。

受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

その他の費用・手数料

目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。

組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。

※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社	: 日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	: 三井住友信託銀行株式会社
販売会社	: 販売会社については下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

[ホームページ] www.nikkoam.com/

[コールセンター] 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

■お申込みに際しての留意事項**○リスク情報**

- ・ 投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に債券および債券先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、債券および債券先物取引にかかる権利の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合があるほか、為替予約取引なども積極的に活用しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・ 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・ 債券先物取引にかかる権利の価格は、金利の動きや先物市場の需給等の影響を受けて変動します。ファンドにおいては、債券先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・ 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・ ベース運用における外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・ 「+ α 」運用においては、世界各国の債券先物取引や為替予約取引などを積極的に行なうため、為替変動の影響を大きく受けます。

デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

レバレッジリスク

「+ α 」運用においては、世界各国の債券先物取引や為替予約取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないません。したがって、債券先物市況や為替変動の影響を大きく受けます。

第三者とのライセンス契約に係るリスク

「+ α 」運用は、第三者とのライセンス契約に基づき提供される定量モデルに、大きく依存します。

<集中投資に関する事項>

ポートフォリオのリスク分散に努めますが、一部の投資対象に集中して投資を行なうことがあります。集中投資している一部の投資対象の価格変動により損失が生じた場合は、分散投資した場合に比べて、大きな損失を被るリスクがあります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様へ「フォーシーズン」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様へ帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は 日興アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○		○	
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第1号	○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	○			
株式会社鹿児島銀行 （委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社）	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第18号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第1号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○		○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○			
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第47号	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○			○
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第6号	○		○	
西日本シティT T証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第75号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○		○	
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第7号	○			
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○			
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○		○	
株式会社北洋銀行 （委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社）	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○		○	
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長（金商）第1号	○			
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○		○	
株式会社南日本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第8号	○			
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第10号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第611号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○			

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

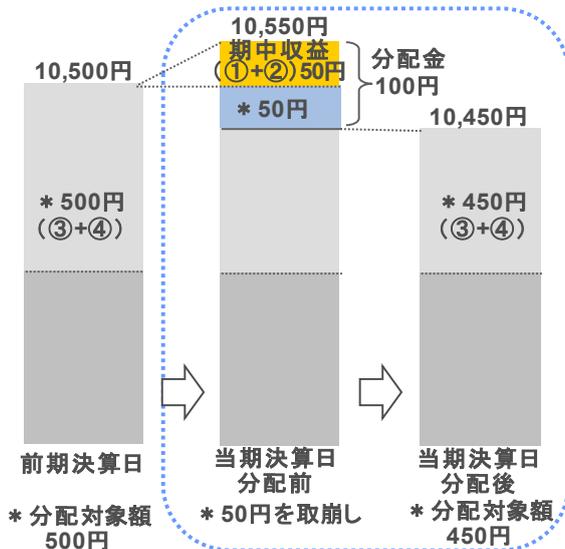
投資信託で分配金が支払われるイメージ



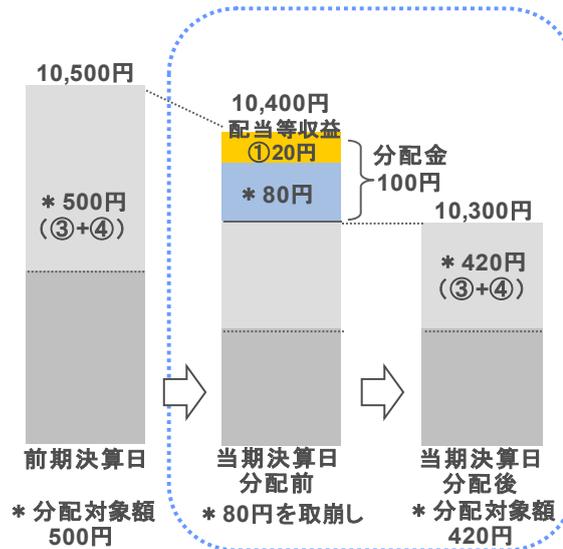
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



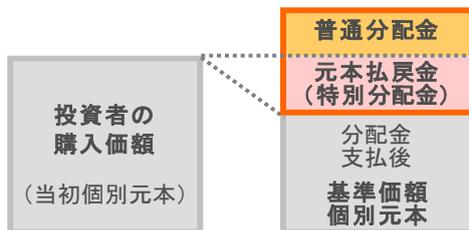
前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。